

一般社団法人日本ロボット学会 事業計画委員会規程

2011年11月15日理事会制定
2015年 3月20日理事会改定

(設置)

第1条 本会定款第42条により事業計画委員会をおく。

(目的および業務)

第2条 事業計画委員会（以下委員会という）は、本会各種事業の円滑な推進および遂行を継続的に図ることを目的とし、以下の業務を行う。

1. 講習会、見学会等の企画、立案、実行
2. その他上記事業に関する事項

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。委員長本会定款第42条により、理事会の決議を経て、理事の中から会長が委嘱する。副委員長の委嘱もこれに準じる。委員長および副委員長の任期は1年とする。

(委員)

第4条 委員は会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(幹事)

第5条 委員会に幹事数名をおくことができる。幹事は委員長が委員の中から選び、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

(招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。

(報告)

第8条 委員長は委員会に関わる予算、決算、活動報告を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日より実施する。
2. この規程は2015年3月20日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会事業計画委員会規程」の正文であることを確認する。

2015年3月20日

署名

印

<改定履歴>

2015年3月20日改定

第2条第2項「シンポジウム」を削除